

(重要)記入の際には、「個人情報の取扱について」(ホームページにて公開)をご了承の上、記入してください。

移籍届 **都道府県間** (処理ルート) 受入(移籍後)都道府県→移籍前都道府県→受入(移籍後)都道府県
 都道府県内 (処理ルート) 受入(移籍後)都道府県

1・申請者記入欄

提出日 年 月 日

フリガナ	生 年 月 日		登録番号	会員コード	組織コード
氏 名	大正 昭和 平成 西暦	年 月 日			
現住所	元 所 属	都道府県名	支部名	行政区市名	サークル名
電話番号					
新住所	〒 変更の場合必ず記入		電話番号	市外局番から記入	

2・受入(移籍後)所属団体

都道府県コード	支部 行政区市コード	サークルコード
3 6	[][][][]	9 9
都道府県名	支部 行政区市名	サークル名
千葉県		

3・受入(移籍後)所属団体 確認欄(都道府県)

所属名	サークル名	支部・区	() 都 道 府 県
		登録管理者名	登録管理責任者名
責任者名 (登録管理)	印	印	印
確認日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

4・転出 確認欄 ※都道府県間移籍に限り転出依頼先を記入のこと

5・転入 確認欄

転出 所属先 (依頼先)	() 都 道 府 県	⇒	転入 所属先	() 都 道 府 県
責任者名 (登録管理)	登録管理責任者名		責任者名 (登録管理)	登録管理責任者名
転出結果 報告日	年 月 日		確認月日	年 月 日

受入(移籍後)の都道府県登録管理責任者は、移籍届の記載内容に基づき所定の移籍手続きを行うこと。

- ① 都道府県内移籍の場合
 - ・受入(移籍後)の都道府県登録管理責任者は転出処理と転入処理を同時に行うこと。
- ② 都道府県間移籍の場合
 - ・受入(移籍後)都道府県登録管理責任者は、移籍前所属都道府県登録管理責任者に対して移籍届提出の報告と転出処理の依頼を電話・電子メール等で行うこと。 ※移籍届は移籍前所属都道府県登録管理責任者に提出不要
 - ・移籍前所属都道府県登録管理責任者は、すみやかに転出処理を行い、転出依頼先に結果報告行うこと。
 - ・受入(移籍後)の都道府県登録管理責任者は、転出結果報告に基づき転入処理を行うこと。

事務処理欄	受付月日	転入完了月日

申請者登録証のコピー貼付欄

特記事項

会員資格を喪失した退会者が会員資格を再取得(復帰)する際に会員コードを継承するために会員システムの制約上、転出・転入処理を行わないと復帰処理ができない場合がある。この場合、移籍に該当しない(移籍届提出不要)が、必要に応じて都道府県登録管理責任者間で電話・電子メール等で連絡し転出・転入処理を行うこと。